

議案第48号

三田市立幼稚園預かり保育条例の制定について

三田市立幼稚園預かり保育条例を次のとおり定める。

平成23年8月30日提出

三田市長 竹内英昭

三田市条例第 号

三田市立幼稚園預かり保育条例

(目的)

第1条 この条例は、三田市立幼稚園（以下「幼稚園」という。）の教育課程に係る教育時間以外の時間帯における保育（以下「預かり保育」という。）を実施することにより、幼児の心身の健全な発達を促進するとともに、保護者の子育てを支援することを目的とする。

(預かり保育を実施する幼稚園)

第2条 預かり保育を実施する幼稚園は、三田市立幼稚園条例（昭和39年三田市条例第15号）第2条に規定する幼稚園のうち、規則で定める幼稚園（以下「実施園」という。）とする。

(預かり保育の定員)

第3条 預かり保育の定員は、50人を上限とする。ただし、三田市教育委員会（以下「委員会」という。）が必要と認めるときは、この限りでない。

(預かり保育の対象者)

第4条 預かり保育の対象者は、実施園に在園する園児のうち、保護者が預かり保育を希望する園児とする。

(預かり保育料)

第5条 預かり保育料は、園児一人につき月額400円とする。

(納付期日)

第6条 預かり保育を受ける園児の保護者は、前条に規定する預かり保育料に基づき算出した当該月分の預かり保育料を翌月の指定する期日までに納めなければならない。

(不還付)

第7条 既納の預かり保育料は、還付しない。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、委員会が規則で定める。

付 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。